

# 製造物責任の基本的視点について

坪井 順一

## On the Fundamental Viewpoint of Product Liability

Junichi Tsuboi

### I 製造物責任制度に関する近年の動向

#### 1 提言にいたる経緯

1991年9月30日、国民生活審議会消費者政策部会（以下生活審）での製造物責任（PL：Product Liability）制度導入に関する中間報告案が明らかにされた。同制度を実施あるいは実施予定の国が20カ国に上るうえに、ブラジルや中国などの途上国でもPL制度が実施（予定）されることから、経済企画庁では立法化に積極的な姿勢をとっていたが（'91.7.7付、毎日新聞）、中間報告では時期尚早であるという理由で先送りになった。途上国が実施するから日本も（経済企画庁）という自主性のなさもさることながら、通産省をはじめとして、産業界の強い反発が法制度の先送りにつながったといえる。その主たる理由は、制度の導入によって企業を相手取った訴訟が乱発し、企業の製品開発意欲が停滞するというものである。訴訟の乱発は、アメリカでの実態を念頭においたものであるが、同じ制度が導入されているEC諸国などではこうした問題は起こっていない。また、輸出を中心とした日本の場合、輸出製品は当然輸出先での法律の適用を受けることとなり、PL制度からまったく無関係でいられるわけではない。輸出製品はPL仕様で、しかし国内向け

製品はそうした考慮なしで出荷されることになる。こうした二重基準（double standards）は、通常、先進国が途上国に対しておこなう方法であり、考えようによっては日本の消費者の意識が途上国並であるということにほかならない。

'92年6月12日、臨時行政改革推進審議会（第三次行革審）「豊かなくらし」部会が、消費者重視の立場からPL制度の導入を積極的に提言した。PL制度の導入が世界的趨勢であることや消費者保護を考えればごく当然のことであり、近い将来導入せざるを得ない状況に追い込まれることは目にみえている。しかも、実際に日本の企業がアメリカでPL訴訟の対象となってもいる。たとえば、昭和電工が、健康食品として製造・販売した必須アミノ酸の一種「L-トリプトファン」を摂取したために、アメリカでは健康障害を起こした患者が1500人にも達しており、およそ1000件ものPL訴訟が起こっている。この結果、昭和電工は'91年12月期決算で199億円もの損失を計上し、無配に転落している。また、自動車や家電製品も多くのPL訴訟を抱えているといわれている。こうした理由からしても、日本の企業にとってPL制度は決して無縁なものではない。輸出を主体とする経済構造の

中で、本来なら産業界はPL制度の導入に積極的に対応しなければならないのに、前出、生活審での中間報告は産業界の意向が強く反映された形となっていた。'92年10月19日、同審議会消費者政策部会は「結論を1年見送る」という報告をまとめた。制度的にはEC方式の導入を目指しながらも結論は1年先送りにするというもので、中間報告と同じく、産業界の消極的姿勢をそのまま受け入れた形となっている。

'93年7月、米国スバルは、小型トラックの荷台に取り付けられた後向き座席の安全テストと座席利用に関する注意の喚起を怠り、トラックが溝に落ちた際、同乗者が荷台から振り落とされ、脳障害や左腕を失う事故にあったとして5千万ドルの賠償訴訟を起こされている。

'93年10月、政府は、'95年度実施を目指してPL制度を法制化・導入する方針を発表、11月には産業構造審議会総合製品安全部会（以下産業審）が答申の中でPL制度の導入を提唱し、時を同じくして、中央薬事審議会が、医薬品・化粧品もPL制度の対象とする事を求め、また、厚生・農林水産・建設・運輸省など各省もPL制度導入に前向きの姿勢を見せている。こうした中で先送りされていた国民生活審議会の報告と、法制審議会民法部会財産小委員会がPL制度の導入を提言した。

## II 提言の問題点

PL制度の導入が提言されたことに対して、当然のことながら、その評価が分かれている。産業界と深い関係を持つ通産省は、従来の状況からすれば前進であると考えているが、しかし一方で、消費者団体や日本弁護士連合会（以下日弁連）などは企業寄りの提言として強く批判している。たとえば日弁連は、「民法での救済より後退」しており、「無いほうがまし」とまで言いきった。内容以前の問題

として、'91年に生活審で1年先送りされた主な原因は、産業界からの強い反対によるものであった。1年後の導入の提言も、当然産業界の意向が強く反映され、企業側に有利な制度が導入される方向にある。今回の提言は、PL制度の目的が何であるのかを考えることなく、時流だからと形だけ導入しようとする行政の消極的姿勢と産業界への配慮から行われていると言わざるを得ない。

### 1 推定規定

問題の第1は、推定規定（製品の欠陥の有無の証明を製品製造メーカーに全面的に負わせる）を排除している点である。今日の民法上の規定からすれば、被害者が被害を被った場合は、欠陥と損害との関係を被害者が自ら証明して、損害賠償の請求をしなければならない。被害者の証明の負担は重く、かつ今日のように科学技術の進歩によって製品が複雑化、高度化した状況の中では、被害者の側にメーカー以上の立証能力があるとはとても思われぬ。また、発火事故のように製品が焼失した場合、どの部分に欠陥があったかを特定することは不可能に近い。それ故に、被害者の立証負担を軽減し、被害者が容易に損害賠償の請求をできる様にするのが、PL法の1つの目的であり、PL制度が消費者保護の立場に立つならば、当然規定に盛り込まなければならないものであった。推定規定が排除されたことは、この法律が消費者のためのものではなく、世界的なPL制度導入の時流の中で、形式的な導入によって法的整備を整えようとする行政側の姿勢を表したものにほかならない。

### 2 欠陥概念

第2は、「欠陥」の定義についてである。一口に欠陥といっても、その意味するところは多様である。多くの製造物責任法の試案の中で何をもって欠陥とするかは大きな論点にもなっている。現在の多くの判例は、民法709条を土台として、過失があった場合にそ

の過失責任を問うのが通説である。709条は過失を「被害の発生が予見できたにもかかわらず、その被害の発生を回避すべき義務に違反して結果を発生させること」と定義しているが、このことは予見可能性に基づいた結果の回避義務違反を意味している。また、欠陥と同様のものとして民法上の瑕疵の概念(717条)があるが、瑕疵は、その範囲において欠陥の概念と少し異なっている。たとえば瑕疵が、土地工作物も対象としてその品質を問題とするのに対して、欠陥は通常の使用において当然備わるべき安全性を示している。しかし、欠陥の発生の時期、無過失責任、当然備わるべき安全性とはどの程度をいうのかなど論点は多い。

今回の答申(生活審)では、製品の出荷時(産業審答申)ではなく、被害の発生時での欠陥証明によって賠償請求をすることが可能になった。流通経路が複雑化している今日、消費者が出荷時点まで遡って欠陥を証明することは実際に困難であり、そうした意味では、生活審の答申は産業審答申よりは消費者よりであるといえる。ただし、出荷時の予測できない欠陥への責任を回避するために開発危険の抗弁を設けることによって、生活審答申はメーカーの立場も保護している。

### 3 開発危険の抗弁

「開発危険の抗弁」とは、既存の製品や高度な科学技術を用いて開発された製品で、開発・出荷当時には予測されなかった欠陥が、科学技術水準が向上することによって、新たに欠陥が予測されるようになった場合、メーカーは、出荷時点での科学技術水準では欠陥の予見が不可能であったことを立証すれば免責になることを指している。医薬品や新製品開発などいくつかの製品は、開発にともなう危険性が常につきまとう存在であり、開発危険の抗弁がどのような形で認められるかはメーカーにとって重要な問題となる。予測の困難な欠陥にも責任を負わせると、メーカー

は製品の開発意欲をなくし、技術革新が停滞するなど消費者にも影響を与えることとなり、また製造者に負担能力以上の賠償義務を課すと、被害者の救済に支障をきたす可能性もあることからメーカーを保護する必要があったものと思われる。生活審の答申では、開発危険の抗弁を認める代わりに、免責の基準となる予見可能性の判断は、平均的な水準ではなく入手可能な最高の科学・技術知識の水準とし、開発当時の国内外で発表された研究の全てをその対象とすることによって、企業寄りといわれるPL制度への批判をかわそうとしている。しかし、開発危険の抗弁を認めることは、基本的には、被害を被った場合にメーカーが欠陥の予見ができなければ免責になり、PL制度の基本的精神である製品に欠陥があればメーカーに過失がなくとも賠償請求できることと相入れないものがある。また、メーカーが開発過程で保有している製品情報の開示義務や公開請求についても答申では触れられていない。消費者にとっては被害を被った事実に基づいて請求できることが望まれるが、PL制度が誰に、何のために制定されるのかをいま一度顧みる必要があるのではないだろうか。

## II 消費者法の基本視角

マーケティングの分野や経営戦略の領域で、消費者ニーズが強調されるようになって久しい。企業が消費者の動向を無視しえなくなった結果ともいえるが、この場合の消費者ニーズとは、ただ単純に消費者の欲求を取り込んで新しい製品開発に生かそうという受動的な意味合いと、ニーズを先取りすることによって積極的に商品の需要を喚起しようとする能動的な意味合いとを持っているにすぎない。いずれにしても、企業が消費者に商品売ることによって売上をのばし、利益を出すための一方便にすぎないといえなくもない。資本主義経済の中では、こうした利得行為そのも

のは決して否定されるものではないが、いわゆる消費者ニーズという言葉は、あくまでも生産者側が優位にあることを前提として作り出された言葉であることに変わりはない。元来、企業の使命は社会的な有用物の生産であり、そのために存在意義を持ちえているのであるが、今日ではこうした社会的存在であることが忘れ去られ、ほとんど独立した利潤追求体として存在している。従来の経営学は、こうした生産者の論理により発想され、成立してきたものであった。

ここで取り上げる PL 制度は、従来のような生産者の論理によってはとうてい理解しえない範疇であり、消費者保護を目的として、消費者の論理によって考慮されるべきものである。

### 1 消費者の定義

消費者とは何か、消費者を一定の枠の中で定義づけるのは非常に難しいといわれている。これまでの法体系の中でも消費者という存在は認知されたものではなく、したがって消費者という視点が欠落しているといわざるを得ない。法的な範疇としては、大まかに「商品またはサービスを対価を払って使用・消費・享受するもの」と定義されているにすぎない(\*1)。しかし、マーケティングの領域では購買し、消費するものは老若男女を問わず全てが消費者であり、消費者たる資格は問題とされない。しかも、今日の消費者保護の社会的高まりの中では、様々な形で消費者保護法が施行されており、理念よりも実態が先行する形で、法的にも消費者という存在を認知せざるを得なくなっている。

### 2 「消費者の4つの権利」

消費者問題が、社会的市民権を得るようになったのは、1962年のケネディ大統領の「消費者の4つの権利」によるところが大きい。特に「安全を求める権利」は、消費者が健康や生命に対する危険から保護されるべき権利であり、製造物の安全性を考える上で基本的

な権利となっている。4つの権利は抽象的、理念的すぎるという批判の中で、それでも以後のアメリカの立法において、この「4つの権利」を土台とした消費者法が施行されてきている(\*2)。PL制度もこうした消費者法の流れの中にあり、いち早く導入されたアメリカでのPL制度では消費者保護思想が徹底され、製品の欠陥によって生じた人的・物的被害は、製造・流通業者の過失の有無に関わらず賠償責任を負うことが判例となった。「濡れた猫を電子レンジで乾かしたためにレンジが爆発して、猫が死んだ」として賠償責任が認められたように、常識的でない使用方法による被害も賠償請求の対象に含まれており、業者は警告表示などの表示方法を含めた対応を積極的に導入することとなった。

消費者保護という基本的な精神があって、その上にそれを具現化する様々な法律が制定されることによって1つの社会秩序が作られていく。根底にあるのは人間の尊厳であり、人間性あるいは生存権、法的には人権が優先される社会である。アメリカで制定されたPL制度は、厳格責任が採用されており、それを型どおりに実施したために極端な訴訟社会を作り出してしまった。現実には日本の企業も多額の損害賠償を請求されている。しかし、同じPL制度が導入され、厳格責任が採用されているEC諸国では、アメリカのような極端な賠償請求は起こっていない(\*3)。日本の場合、示談によって処理が行われることが一般的であり、社会的状況として訴訟を起こして権利を行使するという意識は希薄である。産業界の一部にはアメリカのような訴訟社会が日本に持ち込まれることを懸念する向きもあるが、導入反対の根拠の1つとしているだけで、実質的に訴訟社会になると考えているとは信じ難い。

### 3 生身の体としての人間

企業の作り出す商品は、人間生活の中に密着し、直接的に人間の生命や健康に影響を及

ぼすものである。とくに生命や健康を害される危険性に対して、消費者はほとんど無防備な存在であり、また、急速な科学技術の進歩が商品に対する認識や理解を困難なものとし、企業側からの一方的な情報だけを頼りとしなければならない存在でもある。商品の原材料が何で、どの様に加工され、また、どの様な添加物や薬品が使われているのか、一般の消費者にはほとんどわからない。こうした状況の中で、消費者は企業の提供する商品を何の疑念もなく信頼の下に受け入れており、しかもマスメディアを用いた大々的な広告宣伝のもとで、様々な商品があたかもすばらしいものであるかのような錯覚さえ受けているのである。企業の利益第一主義、あるいは売上第一主義と消費者の健康や生命の安全性とは、残念ながら両立し得ない。マーケティングの観点からすれば、よく売れる商品、いわゆるヒット商品はよい商品である。機能や性能的に優れているか、形やデザインが良かったのか、あるいは直接製品に関わることではないが、販売・流通ルートがよかったのか、または広告が効果的でイメージアップにつながったのか、このような様々な要因によってヒット商品は成立する。しかし、こうしたよく売れる商品が消費者にとって安全で好ましい商品であるとは限らない。マーケティングや経営学における成功の概念では安全性は計りえない。従来はほとんど問題とならなかった普通の商品ですら、実は様々な問題点を含んでいたのである。

消費者が望むのは賠償請求を起こすことではない。安全で安心して使用できる製品を欲しているだけである。賠償請求をするのは、普通の状態で使用していたにも関わらず被害が発生したときだけである。PL制度の導入も懲罰的に企業を糾弾することが目的ではなく、事故後の被害者への対応と事故予防に対する使用者側にたった配慮が要求されるのである。使う立場にたってどのような注意が必

要なのか、取扱い説明書は使用者に配慮した形で書かれているか、製品情報はCM的側面だけではなく正しく公表されているか、あるいは、使う人の立場で製品が作られているか、PL制度を実効的なものにするためには、こうした消費者の立場に立った製品の安全対策、苦情処理体制の強化、さらに損害賠償責任保険への加入など予防措置をとることが大切である。真の消費者ニーズとは企業の都合によって用いるためのものではなく、まさに消費者自らが自らのために望んでいることであり、検討すべきはこのニーズを踏まえて、責任を問われないような製品・表示作りをすることである。

### Ⅲ 消費者の論理による製造物責任

ここでは、EC型と言われる日本のPL制度について、アメリカ・EC・日本の主要な論点の相違について考えてみたい。

#### 1 製造物の定義

製造物責任という場合の製造物とは何かについての主な論点は、大きく分けて3つの枠組みがある。動産、不動産、そしてエネルギーについてそれぞれをどこまでを製造物と認めるかである。動産のうち、有体物は一般的に製造物であることは各国とも問題はないが、未加工農水産物を製造物とすることにはEC諸国内でも統一されていない。EC指令では原則的に未加工農水産物は製造物から除外されている。農水産物などの自然物は、自然に存在し人的加工がなされる余地が少ないと考えられるからである。生活審の答申もこれを除外している。しかし、今日では農水産業とも産業化の比重が大きく、漁業といえども単に海でとってくるだけではなく、養殖が一般化し、抗生物質、抗菌剤等水産用医薬品が多量に使用されており、決して安全なものではない。農業も化学肥料や除草剤などの農薬使用が一般的であり、今日純粋な意味での自然物は少ない状況を見ると、未加工農水

産物もその対象に含めるべきである。

不動産については一般・未加工を含めて、ほとんどの国で対象外としている。韓国では両方を対象としているのが例外的であるが、日本でも政党や各団体が提示している試案等では不動産を対象とするところが多い。これは欠陥住宅、不完全工事など、その国の土地・住宅事情を反映したものである。しかし、生活審の答申でも不動産は対象から除外されている。わが国の土地・住宅事情を考えるならば、高価な買い物である不動産もその対象とすべきである。

エネルギーについては、EC諸国が電気を対象としている以外は、生活審を含めて対象とはしていない。エネルギーは供給を受けるものであり、こうしたサービスの責任とは何か、消費者の受ける損害とは何か、あまり影響がないと考えられる<sup>(\*4)</sup>。

## 2 欠陥の定義

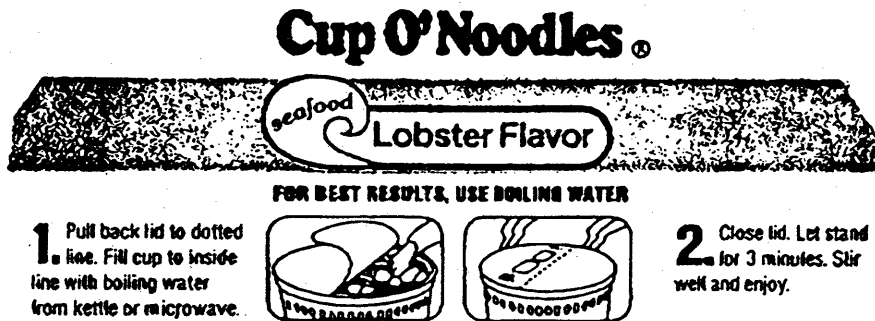
欠陥の考え方についてはすでに触れたが、各国とも欠陥とは「期待されるべき安全性が得られない状態」、あるいは「不相当に危険を受ける状態」にあることを意味する点では変わりはない。日本と諸外国との欠陥に対する基本的な相違は、日本には無過失責任（厳格責任）のないことである。製品に欠陥があり、それによって損害が発生し、被害者がその因果関係を立証すればメーカーは責任を負

わなければならない。日本の場合は前述したように過失責任が通例であり、被害者はメーカーの過失を立証しなければならず、複雑・高度に専門化された今日の商品の欠陥を素人が立証するのはほとんど不可能に近い。PL法は、こうした過失責任から無過失責任を認めることによって容易に被害者を救済できるようにすることを目的としている。

欠陥には発生の過程から、①設計上の欠陥、②製造上の欠陥、③警告上の欠陥があり、①は、法令や業界が定める安全基準に基づいた設計・仕様に合致しているか否かの問題であり、アメリカでは二次危険や複合危険（それ自体に欠陥がなくとも他の欠陥に誘発されて起こるもの）も含まれている<sup>(\*5)</sup>。②は、事前の設計・仕様に合致していないものであり、規格外や異物混入も含まれる。③は、本体の欠陥ではなく、取扱説明書の不備や適正な表示がなければ欠陥とされるものである。アメリカの平易文書使用法（Plain English Act）や（図1）のように文盲者への配慮として図による表示も行われている。国内の各試案も、製造物に関する説明・指示・警告等の表示の有無もその対象としている。

問題は何を基準として欠陥を判定するかであるが、一般的には以下の3つの基準があげられている。①消費者期待基準は、この項の最初にも記したように、使用者にとって当然

（図1）表示例



「期待されるべき安全性」が基準となる。これは消費者を重視した基準であるが、メーカーの意図しない使用方法で製品を用いて事故を起こしたとしても、それが常識的に用いられたのであれば、欠陥として認められる。ただし、この場合、「常識的」な人や使用方法は何かという「常識の範囲」が問われることになり、具体的な判断は個々のケースに応じてなさざるを得ない。②危険効用基準の考え方は、製品のもつ危険性と効用とを比較して、前者が後者を上回る場合は欠陥と判断するものである。危険と効用をどのように比較考慮するかは基準はなく、その場合の危険の範囲と効用の範囲などをどのように考えるか、困難な内容を含んでおり、一般的な適用には至っていない。③標準逸脱基準は、製品に当然備わっている状態（標準）から逸脱している場合に欠陥の対象となる。この場合も「標準」と「逸脱」の範囲と程度が問題となり、同一の生産工程における製造物の比較といった限られた範囲で適用されるにすぎない。

生活審の答申は、欠陥の判断基準に危険効用の概念も導入し、製品の価格対効果や技術的実現可能性（技術的に危険回避が困難な場合、被害が発生しても製品の欠陥とは認めないこともある。）、さらには使用者の損害発生防止の可能性（使用者があらかじめ危険を予見して防止策を取っていないければ、被害にあっても欠陥としない。）など、EC型よりも消費者にとってはかなり制約の多い内容となっている。技術的実現可能性についても使用者の危険予見にしても、消費者保護ではなく、企業保護を主としているとしか考えられない。

### 3. 責任主体

責任主体とは、無過失責任を負うべき製造者の範囲である。一般的に完成品や部品の製造者が該当するが、EC指令をはじめとして、微妙なニュアンスの違いがある。生活審の答申では、「完成品、部品、原材料といった製

品を業として反復・継続して製造する業者」のほか、「消費者からみて製造者とみなされるような表示をした者」、さらに「輸入業者」が該当する。販売、賃貸、リース業者は、製造業者が確認できない場合には責任追求の余地を残すが、設置、修理業者は主体とはせず、梱包、運送、倉庫業者は不適切としている。基本的には、直接の製造業者ではなくとも、その製品に携わる個々のレベルにおいて、欠陥を作り出す可能性を持っており、一概に主体から外すことは好ましくないとと思われる。

## IV 結論

PL法の制定の精神は、あくまで消費者の保護が目的であり、生活審の答申以降消費者団体を中心として強い不満が残ったことはすでに述べたとおりである。PL制度に関係する省庁は、国際的な流れの中で制度の導入のめどがたったことを評価する風潮にある。しかし、PL制度の導入の過程を見ると、かつて日本株式会社と称された産業界と官僚・行政との一元化の構造体質は依然として変化していないように思われる。

PL法をめぐる産業界と消費者との両極の間で綱引きをするのは、先述したように、それ以前の間人というものに対する認識が日本では未発達だからである。人間性や人権思想に関しては改めて別の機会に論じてみたいが、ヨーロッパにおいては、歴史的な権利闘争の中で勝ち取ってきた自由権や生存権などの基本的人権や宗教的な博愛・平等主義、あるいはそれらを含めた慣習法としての伝統が色濃く横たわっている。日本のように制定法として国家によって規範的に制定され、権利闘争の歴史もなく、それを形式的に認識の薄いままに受け入れてしまった国とでは、自ずと人間の尊厳に関する理解が異なってくるのは当然である。今日慣習法は制定法の中に組み入れられてはいるが、たとえば「人権」という言葉一つとってみても、歴史的過程の有

無によって、そこに具現化される意味合いは大きく異なってくるといわざるを得ない。

形式的にしか人権が問われることのない日本においては、だからこそ一般的な大多数の国民が安心して「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ために、企業の論理ではなく、消費者の論理による製造物責任制度の実施が望まれるわけである。

#### 注

- (\*1) 加藤一郎他著『消費者法講座 1 総論』日本評論社、1984、p.18
- (\*2) 田口冬樹・坪井順一著『消費者のための経営学』新評論、1991、p.265
- (\*3) 「製造物責任の国際比較」ジュリスト967号、1990. 11. 15、p.45  
ブリストは、この差が生じる原因はアメリカとヨーロッパの社会制度的な差であるといって3つの点を指摘している。1. 賠償額（一般的な民事事件で10倍）、2. 陪審制度、3. 弁護士の成功報酬（敗訴すれば無、勝訴すれば損害賠償金の30~35%）
- (\*4) 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「製造物責任法の論点」商事法務研究会、1991、p.23
- (\*5) 喜多村治雄著「PL」法こう考えよう』ダイヤモンド社、1992、p.62

#### 参考文献

- ブラウンS.、矢部五郎訳『製造物責任ハンドブック』フジ・テクノシステム、1993
- 千代田国際経営法律事務所編『製造物責任』第一法規、1990
- 平野裕之著『製造物責任の理論と法解釈』信山社、1990
- 北海道新聞生活部編「商品の安全は守られているか」北海道新聞社、1991
- 本田尚士監修『製造物責任（PL）実用便覧』フジ・テクノシステム、1993
- 猪尾和久／東京海上研究所編『PL 対策のための警告ラベル作成マニュアル』日本経済新聞社、1992
- ジュリスト967号「製造物責任の国際比較」1990. 11. 15
- 柏尾昌哉他編『現代日本の消費者』大月書店、1984
- 加藤一郎他著『消費者法講座 1 総論』日本評論社、1984
- 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物

- 責任法の論点』商事法務研究会、1981
- 喜多村治雄著「PL」法こう考えよう』ダイヤモンド社、1992
- 小林秀之著『製造物責任訴訟』弘文堂、1990
- 中村雅人・田島純蔵・米川長平著『消費者のための製造物責任の本』日本評論社、1992
- 日本経済新聞社編『PLの衝撃』日本経済新聞社、1991
- PL研究所編『輸出企業のためのアメリカ製造物責任事情』東洋経済新報社、1990
- PL研究所編『製造物責任なんでも事典』ダイヤモンド社、1991
- 正田彬著『消費者の権利』岩波新書、1972
- 田口冬樹・坪井順一著『消費者のための経営学』新評論、1991
- 安田火災海上保険編『PL製造物責任』講談社、1990
- 安田総合研究所編『製造物責任対策』有斐閣、1990